

令和6年度大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者審査申請要領（建設工事）市内本店業者

大和郡山市が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出してください。

なお、有資格者決定後に作成される名簿は、市長部局をはじめとして、教育委員会、上下水道部および公社等の発注する建設工事の競争入札に使用されます。

受付対象者	1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者
	2. 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている者
	3. 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日とする経営事項審査を受けている者（新規設立、承継等のため審査基準日が上記期間以降となる場合を除く） ※申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類と申出書(大和郡山市様式6)を提出することにより仮受付とします。ただし、令和6年3月8日(金)までに「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを追加提出してください（持参に限ります）。期限までに提出しないときは不受理とします。
	4. 建設業法第3条第1項に規定する「本店」を大和郡山市内に置く者 ※ただし、市外本店業者として登録されている者が本店を大和郡山市内に移転した場合は、今回の受付期間中に市内本店業者として登録申請を行う必要があります。
	5. 市県民税又は法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納が無い者
	6. 消費税及び地方消費税に未納がない者
	7. 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用除外とされている者
	8. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者 ① 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。 ② 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。 ③ 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む。）。 ④ 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 ⑤ ③又は④に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
有効期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）
受付期間	令和6年1月29日（月）から令和6年2月15日（木）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く 受付時間 ・午前9時～正午 ・午後1時～午後5時（時間厳守）
提出方法	持参に限ります（提出書類について説明できる方が持参してください）
受付場所 問合せ先	大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所3階（1番窓口） 大和郡山市役所 都市建設部 入札検査課 入札係 TEL 0743-53-1151（内線623、627）
提出部数等	1部 …… 提出書類をA4判の紙ファイル(A4縦)に番号順に綴じて提出してください。 (受領書は紙ファイルに綴じないで別添として提出してください) ※紙ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称をご記入ください。 ※紙ファイルの綴じ具が金属でないこと。 ※紙ファイルの色の指定はありません なお、提出書類の記載事項や添付書類等に不備がある場合は受付できません。改めて提出していただきます。また、 【指定様式】以外で提出された場合も受付できません。

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年2月に追加申請をした者の有効期間は令和6年3月31日までです。令和6年4月1日以降も引続き競争入札に参加しようとする者は、今回、申請を行う必要があります。 2. 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。 3. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P)が記載された建設工事の種類が登録業種となります。なお、原則として登録有効期間内での登録業種の追加及び変更はできません。 4. 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、都市建設部入札検査課に変更届を提出してください。変更届の様式および必要書類については大和郡山市のホームページ(トップ>しごと・産業>入札・契約>入札参加事業者登録>入札参加登録業者申請書(建設工事・コンサルタント業務等)の変更届)からダウンロードしてください。 5. 本店を大和郡山市外に移転されると、その時点から市外本店業者として取り扱われます(変更届必要)。 6. 時期を問わず「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の最新版が届き次第、その写しを提出してください。また、建設業の許可を更新した場合も同様に、その写しを提出してください。なお、手続きの関係上、有効期間内に提出できない場合は、更新手続中であることが確認できる書類の写しを先に提出してください。(※郵送可) 7. 新規申請者は、原則として令和6年度の入札に参加できません。また、継続申請者が追加で登録する業種についても、原則として令和6年度の入札に参加できません。 8. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁が法人に対して指定した法人番号(13桁)の審査申請書への記載と、その法人番号が確認できる書類の提出が必要です。※個人事業者は、記載及び提出の必要はありません。 9. 社会保険等の加入要件を満たしていることが必要です。加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しにより確認します。雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全てについて、加入状況が「有」又は「除外」であれば加入要件を満たしているものとみなします。なお、加入状況が「無」になっている方で、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、当該事実が確認できる書類の写しを提出してください【提出書類13】。
<p>電子入札の運用について</p>	<p>大和郡山市及び大和郡山市上下水道部が一般競争入札の公示又は指名競争入札の通知を行う建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽等維持管理業務を含む。)の入札については、「電子入札コアシステム」を利用した電子入札方式で行います。</p> <p>大和郡山市に新たに利用者登録をする場合は、利用者登録に必要な情報の交付を受ける必要がありますので、『大和郡山市電子入札システム用登録番号等(再)交付申請書』と切手を貼った「返信用封筒」を入札検査課まで郵送又は持参してください。</p> <p style="text-align: center;">『大和郡山市電子入札システム用登録番号等(再)交付申請書』 <u>(Word様式)</u> <u>(PDF様式)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電子入札についてはこちら)</u></p>

提出書類	
1	競争入札参加登録業者審査申請書（建設工事） 【指定様式】 様式第1号(第5条関係)
2	誓約書 【指定様式】 別紙①
3	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑） 【指定様式】 大和郡山市様式3
4	印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） [写し可]
5	建設業許可の通知書又は証明書の写し（更新手続中の場合は、その旨確認できるもの）
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し （許可行政庁の公印を押したのもの。令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日とするものうち最新のもの。申請手続中の場合は、申請要領の「受付対象者」欄の3を参照。）
7	技術職員名簿の写し（許可行政庁の受付印があるもの。上記提出書類6の経営事項審査申請書類）
8	工事経歴書の写し（直近2年分。上記提出書類6の経営事項審査申請書類）
9	技術職員で国家資格等の保有者については、その資格を証する免状等の写し
10	技術職員の監理技術者資格者証の写し
11	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ。発行日から3ヶ月以内のもの） [写し可]
12	法人番号が確認できる書類（法人のみ） ※国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面（法人の最新情報と変更履歴情報が表示されている画面）を印刷したもの。商号及び住所の変更がない場合は法人番号指定通知書の写しでも可。 （国税庁法人番号公表サイト）
13	社会保険等の加入要件を満たしていることが確認できる書類（申請要領の「その他」欄の9を参照） ※提出書類6の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で加入が確認できる場合は提出不要 ※提出書類6の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に社会保険等に加入し保険料を納めている場合 (1)健康保険、厚生年金保険の場合は、①か②のいずれかを提出 ①「直近の標準報酬決定通知書」の写し ②「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し (2)雇用保険の場合は、①か②のいずれかを提出 ①「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し ②「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
14	納税証明書（いずれも発行日から3ヶ月以内のもの） ① 市県民税又は、法人市民税（直近2年分） [写し可] ※市民税が非課税の場合は、非課税証明書 [写し可] ② 固定資産税（令和4年度・令和5年度） [写し可] ※固定資産を所有していない場合は、申出書 【指定様式】 （大和郡山市様式6）を提出してください。 ③ 軽自動車税（令和4年度・令和5年度） [写し可] ※車検の継続検査用は不可 ※軽自動車を所有していない場合は、申出書 【指定様式】 （大和郡山市様式6）を提出してください。 ④ 国民健康保険税（令和4年度・令和5年度） [写し可] ※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「健康保険加入の有無」欄が「有」の事業者は、申出書の提出は必要ありません。 ※申請者（代表者もしくは事業主）が本市の国民健康保険に加入しているが、国民健康保険被保険者証の世帯主でない場合は、 世帯主の納税証明書 と申出書 【指定様式】 （大和郡山市様式6）を提出してください。 ※本市の国民健康保険に加入していない場合（中央建設国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、後期高齢者医療保険等の加入者）は、申出書 【指定様式】 （大和郡山市様式6）にその旨を記入、提出してください。この場合、保険料納入証明書等の添付は必要ありません。 ⑤ 消費税及び地方消費税 [写し可] （未納税額のない証明。法人は、その3又は、その3の3） （未納税額のない証明。個人は、その3又は、その3の2） ※免税事業者であっても必ず提出してください。所轄税務署にて発行。

提 出 書 類

14	納税証明書交付請求書及び委任状は、国税庁ホームページからダウンロードできます。 (国税庁のホームページ)
15	I S O取得の場合は、証明できる書類の写し
16	市内本店(建設工事)受領書 【指定様式】 (商号または名称をあらかじめ記入しておいてください。紙ファイルに綴じないで提出してください。)